

【飯能市】通所介護と通所型サービスを一体的に運営する場合の基準

| 指定基準 | 通所介護と国基準相当通所型サービス(みなし)を同一単位で一体的に実施 | 通所介護と市独自基準通所型サービス(通所サービスA)を同一単位で一体的に実施 | 通所介護と市独自基準通所型サービス(サービスA)を単位を分けて実施 | |
|------|---|--|--|--|
| 考え方 | 従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者(事業対象者)と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす必要がある | 従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者(事業対象者)にはサービスAの基準を満たす必要がある | 従事者が専従要件を満たしているとみなせないため、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者(事業対象者)には別にサービスAの基準を満たす必要がある | |
| 人員 | 介護給付の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に専従0.2人以上</u> (生活相談員・介護職員の1人以上常勤) ・機能訓練指導員 1人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に専従0.2人以上</u> (生活相談員・介護職員の1人以上常勤) ・機能訓練指導員 1人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に専従0.2人以上</u> (生活相談員・介護職員の1人以上常勤) ・機能訓練指導員 1人以上 |
| | 総合事業の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・介護職員 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に専従0.2人以上</u> (生活相談員・介護職員の1人以上常勤) ・機能訓練指導員 1人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・従事者 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に専従0.1人以上</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・従事者 ～15人 専従1人以上 15人～ <u>利用者1人に必要数</u> |
| | 具体例 | 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 4人以上 | 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+1人以上 | 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+1人以上 |

| 指定基準 | | 通所介護と国基準相当通所型サービス(みなし)を同一単位で一体的に実施 | 通所介護と市独自基準通所型サービス(通所サービスA)を同一単位で一体的に実施 | 通所介護と市独自基準通所型サービス(サービスA)を単位を分けて実施 |
|--------|---------|--|---|---|
| 設 備 | 考え方 | 現行と同様、要支援(事業対象者)と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす | | 介護給付と通所型サービスAそれぞれの基準を別に満たす |
| | 介護給付の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品 |
| | 総合事業の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・サービスを提供するために必要な設備・備品 |
| 運 営 | 介護給付の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等 |
| | 総合事業の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等(現行の基準と同様) | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ※ 事業対象者及び要支援1の者が通所サービスAⅡを利用する場合 ・運営規定等の説明・同意 ※ 提供時間 2時間以上 5時間程度 ※ 本人希望により送迎を行わない場合も報酬の減算はしない ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ※ 事業対象者及び要支援1の者が通所サービスAⅡを利用する場合 ・運営規定等の説明・同意 ※ 提供時間 2時間以上 5時間程度 ※ 本人希望により送迎を行わない場合も報酬の減算はしない ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 |